

**長野県告示第427号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（令和6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、医療機関を次のとおり指定しました。

令和3年7月29日

長野県知事 阿部 守一

1 病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
小松整形外科	諏訪市四賀2417-6	令和3年5月10日
シバタ薬局市役所前店	飯田市知久町3-45-1	令和3年5月1日
みよたファミリークリニック	北佐久郡御代田町大字御代田4106番地123	令和元年11月1日
むらおか内科クリニック	上伊那郡辰野町中央103番地	令和3年5月1日
いわさ眼科クリニック	上田市天神3丁目5-1 アリオ上田2階	令和3年6月1日
諏訪薬局	諏訪市豊田263番1	令和3年5月1日
上諏訪薬局	諏訪市大手2-3-10	令和3年5月1日
ちの薬局	茅野市ちの字渋沢628-4	令和3年5月1日
医療法人きたむらファミリークリニック	上高井郡小布施町福原216-10	平成30年12月1日
ほたる薬局飯田店	飯田市鼎中平1967-5	令和3年6月1日
長野県立木曾病院（歯科）	木曾郡木曾町福島6613-4	令和3年4月1日

2 指定訪問看護事業者等

名 称	主たる事業所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指 定 年 月 日
株式会社ながのホームケアコンサルティング	諏訪郡下諏訪町社6529-6	yui 訪問看護ステーション	諏訪郡下諏訪町社6529-6	令和3年6月1日

地域福祉課

**長野県告示第428号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関から名称等が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

令和3年7月29日

長野県知事 阿部 守一

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	変 更 事 項		変 更 年 月 日
		新	旧	
花の木薬局	上田市仁古田404-2	上田市仁古田404-2	上田市仁古田403-2	令和3年5月6日
白樺薬局	北安曇郡池田町池田3342-13	北安曇郡池田町池田3342-13	北安曇郡池田町3337-1	令和2年11月22日

地域福祉課

## 長野県告示第429号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（令和6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を休止する旨、次のとおり届出がありました。

令和3年7月29日

長野県知事 阿部 守一

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
塩尻市国民健康保険櫛川診療所	塩尻市大字木曾平沢1475番地	令和3年4月1日

地域福祉課

## 長野県告示第430号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（令和6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

令和3年7月29日

長野県知事 阿部 守一

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
きたむらファミリークリニック	上高井郡小布施町福原216-10	平成30年11月30日
株式会社日医調剤 上諏訪薬局	諏訪市大手2-3-10	令和3年4月30日
株式会社日医調剤 ちの薬局	茅野市ちの字渋沢628-4	令和3年4月30日
株式会社日医調剤 諏訪薬局	諏訪市大字豊田263-1	令和3年4月30日
青木産婦人科医院	諏訪市大手1丁目18番5号	令和3年4月1日

地域福祉課

## 長野県告示第431号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（令和6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、施術者を次のとおり指定しました。

令和3年7月29日

長野県知事 阿部 守一

## 1 施術者又は助産師

氏 名	住 所	指 定 年 月 日
窪村 泰展	安曇野市豊科高家3646-43	令和3年5月11日
谷口 和男	松本市井川城3-10-41 カタハウス2 202号	令和3年5月11日
萩久保 仁見	大町市平1040番地103	令和3年6月4日

2 施術所又は助産所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
訪問しんきゅうマッサージあんね	安曇野市穂高北穂高2278-28	令和3年5月11日

地域福祉課

長野県告示第432号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた施術者から名称等が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

令和3年7月29日

長野県知事 阿 部 守 一

施術者

氏 名	住 所	変 更 事 項		変 更 年 月 日
		新	旧	
小林 充人	中野市壁田1112	中野市壁田1112	中野市岩船426-3 サンガーデン中野B-F	令和元年11月1日

地域福祉課

長野県告示第433号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定による指定障害児通所支援事業者の指定を次のとおり事業所ごとに行いました。

令和3年7月29日

長野県知事 阿 部 守 一

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日	障害児通所支援の種類
株式会社 cec.H	わくわくキッズルーム佐久平	佐久市中込3464番地1	令和3年5月1日	児童発達支援 放課後等デイサービス
特定非営利活動法人 CoCo	放課後等デイサービス事業所 赤羽 CoColor	上伊那郡辰野町赤羽265番地1	令和3年5月1日	放課後等デイサービス
株式会社プレイナー	プレイハウスつみき	上伊那郡箕輪町中箕輪11722-2	令和3年5月1日	放課後等デイサービス
合同会社 milky way	放課後等デイサービス ほしあい	上伊那郡南箕輪村1229-3	令和3年6月1日	放課後等デイサービス
株式会社 STAY	らいおんハート遊びリレーション児童デイ上田	上田市諏訪形1099-17	令和3年6月1日	児童発達支援 放課後等デイサービス
合同会社 sim・ple	放課後等デイサービス sim・ple	諏訪市四賀飯島2315-5	令和3年6月1日	保育所等訪問支援
合同会社 RIGHT MAN GROUP	学び舎 with 穂高教室	安曇野市穂高844-1	令和3年7月1日	児童発達支援 放課後等デイサービス
一般社団法人医療介護ケア協会	らいおんハートからだの児童デイサービス中込	佐久市中込2982-1	令和3年7月1日	児童発達支援 放課後等デイサービス
一般社団法人ぞうさん	ぞうさん ANNEX	諏訪郡原村17217番地3537	令和3年7月1日	放課後等デイサービス

障がい者支援課

## 長野県告示第434号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項、51条の14第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者の指定を次のとおり事業所ごとに行いました。

令和3年7月29日

長野県知事 阿部守一

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日	障害福祉サービス及び地域相談支援の種類
特定非営利活動法人リベルテ	スタジオライト	上田市中央4丁目7-23	令和3年5月1日	自立訓練（生活訓練）
株式会社安曇野みらい農園	株式会社安曇野みらい農園	安曇野市三郷明盛1361-1	令和3年5月1日	就労継続支援A型
長野県高齢者生活協同組合	小規模多機能型居宅介護事業所みんなの家下條	下伊那郡下條村陽阜719番地-1	令和3年6月1日	生活介護
ソーシャルインクルー株式会社	ソーシャルインクルーホーム岡谷若宮	岡谷市若宮1丁目3番28号	令和3年6月1日	共同生活援助
社会福祉法人くりのみ園	オーガニックハウスくりのみ	上高井郡小布施町都住1044番地7	令和3年6月1日	共同生活援助
ソーシャルインクルー株式会社	短期入所岡谷若宮	岡谷市若宮1丁目3番28号	令和3年6月1日	短期入所
社会福祉法人くりのみ園	ショートステイくりのみ	上高井郡小布施町都住1044番地7	令和3年6月1日	短期入所
株式会社ウィッシュ	ケアオフィスウィッシュ	塩尻市広丘野村2050-10	令和3年7月1日	行動援護 同行援護
株式会社ひだまり	ひだまり中川	上伊那郡中川村片桐1764	令和3年7月1日	就労継続支援A型
株式会社ひだまり	ひだまり中川	上伊那郡中川村片桐1764	令和3年7月1日	就労継続支援B型

障がい者支援課

## 長野県告示第435号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項、51条の25第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者から当該指定に係る事業を廃止する旨の届出がありました。

令和3年7月29日

長野県知事 阿部守一

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止した年月日	障害福祉サービスの種類
社会福祉法人諏訪市社会福祉協議会	諏訪市社会福祉協議会 指定訪問介護事業所	諏訪市高島一丁目27番2号	令和3年3月31日	居宅介護 重度訪問介護
社会福祉法人佐久市社会福祉協議会	社協ヘルパーステーションさく	佐久市取出町183番地	令和3年3月31日	居宅介護 重度訪問介護 行動援護

株式会社ウィッシュ	ケアオフィスウィッシュ	塩尻市広丘野村2050-10	令和3年5月1日	重度訪問介護
社会福祉法人希望の虹	いずみの家	飯田市今宮町四丁目5609-2	令和3年5月1日	自立訓練(生活訓練)
エフビー介護サービス株式会社	エフビー訪問介護まるこ	上田市腰越1527番地1	令和3年6月30日	居宅介護 重度訪問介護
株式会社風	ヘルパーステーション ひなた	北安曇郡松川村5675番地1	令和3年7月1日	居宅介護 重度訪問介護
社会福祉法人いなりやま福祉会	こんぺいとう	千曲市稲荷山1834-7	令和3年7月1日	共同生活援助
社会福祉法人いなりやま福祉会	たんぼぼの家	千曲市稲荷山957	令和3年7月1日	共同生活援助
社会福祉法人いなりやま福祉会	こんぺいとう	千曲市稲荷山1834-7	令和3年7月1日	短期入所

障がい者支援課

選告示第38号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条第3項の規定により報告があったので、昭和61年選告示第66号(公職選挙法に基づく個人演説会等を開催することができる施設)の一部を次のとおり改正します。

令和3年7月29日

長野県選挙管理委員会委員長 北島靖生

表中

飯田市南信濃老人福祉センター	〃 〃	2326番地2	〃
飯田市県体育館	〃	県中平1339番地5	〃

を

飯田市県体育館	〃	県中平1339番地5	〃
---------	---	------------	---

に、

飯田市今田人形の館	〃	龍江3453番地2	〃
-----------	---	-----------	---

を

飯田市今田人形の館	〃	龍江3453番地2	〃
南信州広域連合産業振興と人材育成の拠点(エス・バード)	〃	座光寺3349番地1	〃

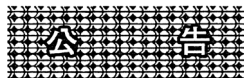
に、

富士見町老人福祉センター	〃	〃 境7274番地	〃
富士見グリーンカルチャーセンター	〃	〃 落合 10057-1	〃

を

富士見町老人福祉センター	〃	〃 境7274番地	〃
--------------	---	-----------	---

に改める。



## 公告

長野県飯田創造館の管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせますので、その候補者を次のとおり募集します。

令和3年7月29日

長野県知事 阿部 守一

### 1 施設の概要等

#### (1) 名称

長野県飯田創造館

#### (2) 所在地

長野県飯田市小伝馬町1丁目3541-1

#### (3) 設置目的

住民福祉の増進に寄与することを目的として、一般住民に文化活動の場を提供する。

#### (4) 施設の概要

建設年月	昭和54年12月
構造	鉄筋コンクリート造地上4階建
敷地面積	2,377.36㎡
延床面積	2,411.35㎡
主な施設	学習室等(長野県飯田創造館指定管理者募集要項(以下「募集要項」という。)に記載のとおり)

### 2 指定期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間

### 3 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりです。（詳細は、募集要項及び長野県飯田創造館管理業務仕様書(以下「仕様書」という。)によります。）

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 長野県飯田創造館の利用の許可に関する業務
- (3) 長野県飯田創造館の利用に係る料金に関する業務
- (4) 文化の振興に資する事業の企画及び実施に関する業務
- (5) (1) から (4) までに掲げる業務に附帯する業務

### 4 応募資格

応募をする者は、次の全ての要件を満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であることが必要です。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に該当しない者であること。
- (2) 長野県会計局長又は長野県建設部長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）又は長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 地方自治法第244条の2第11項の規定により、本県又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者でないこと。
- (4) 県税その他の租税の滞納がない法人等であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定があった法人等でないこと。
- (6) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。